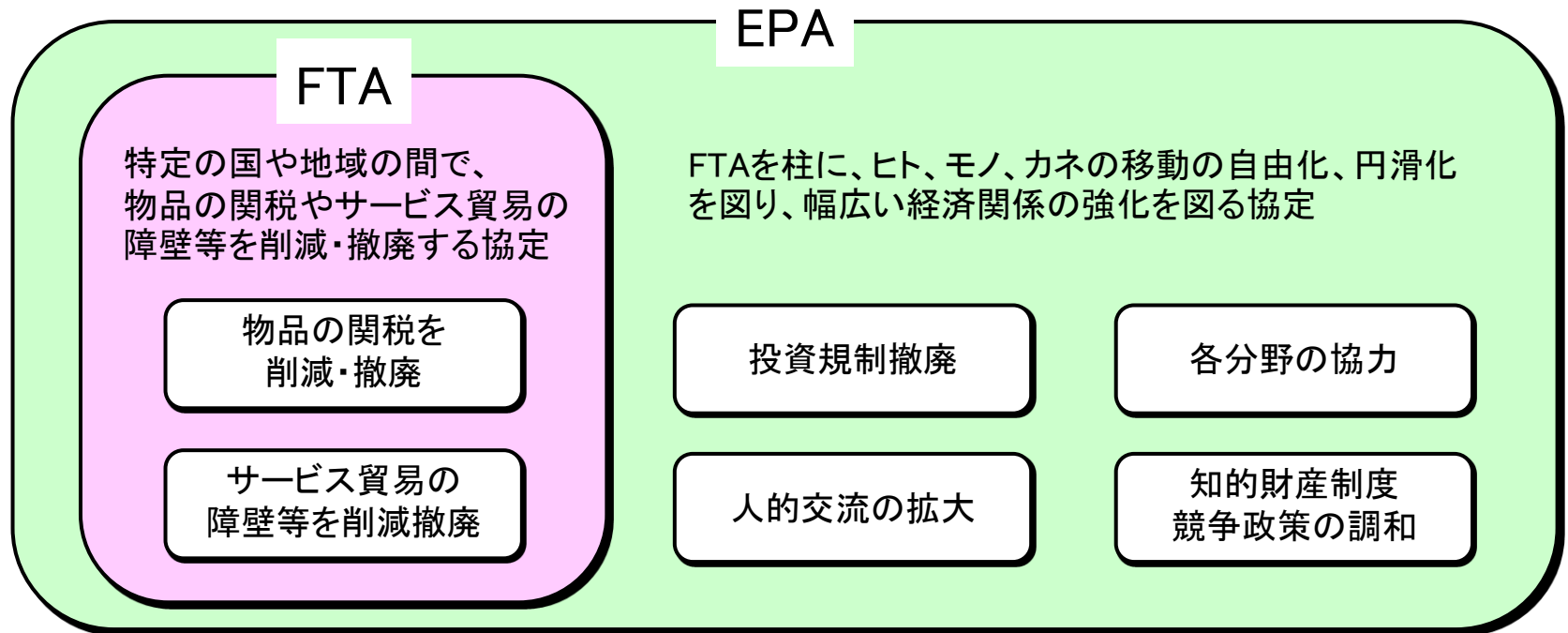


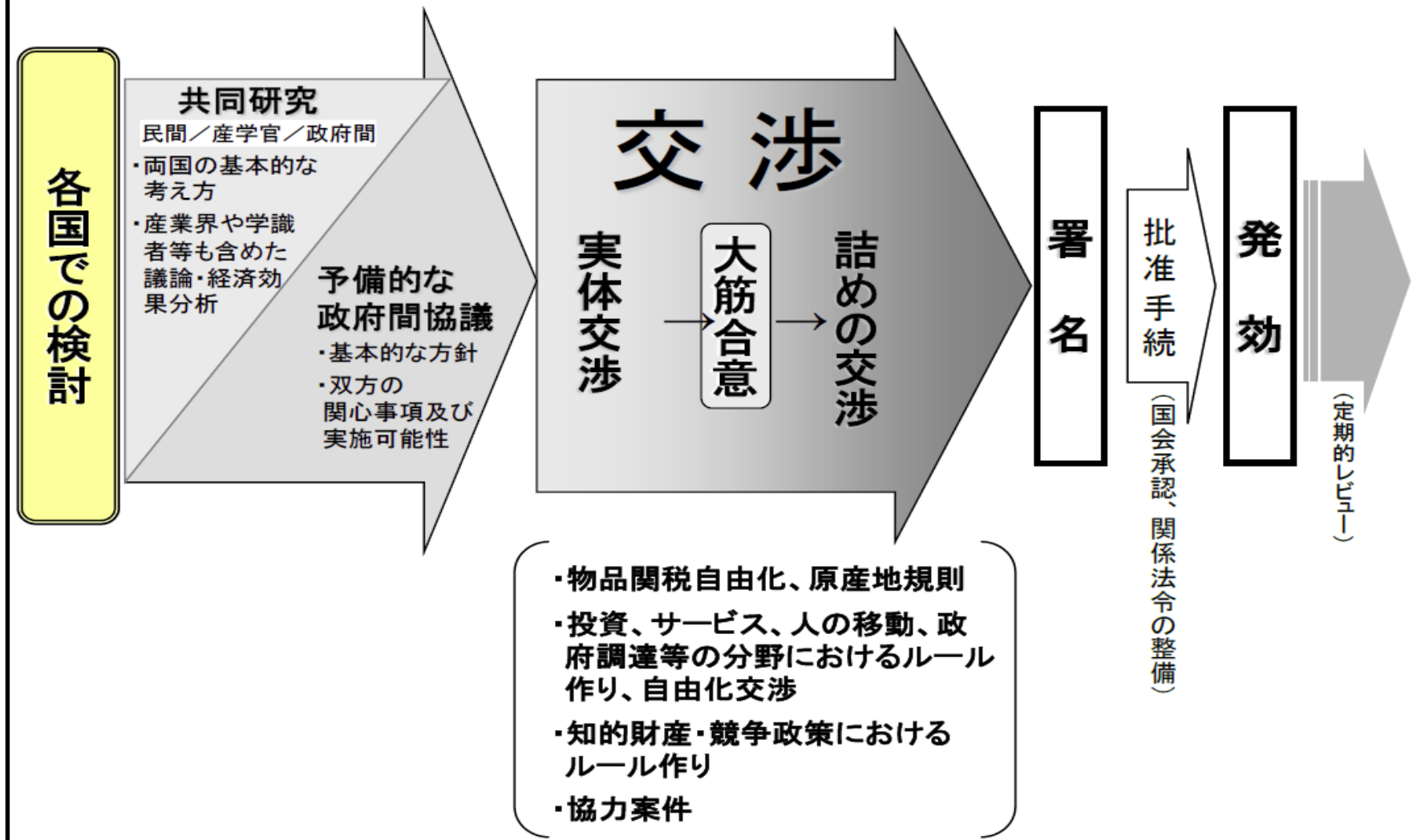
経済連携協定(EPA)とは？

経済連携協定(EPA・・Economic Partnership Agreement)
自由貿易協定(FTA・・Free Trade Agreement)



経済連携協定交渉の一般的流れ

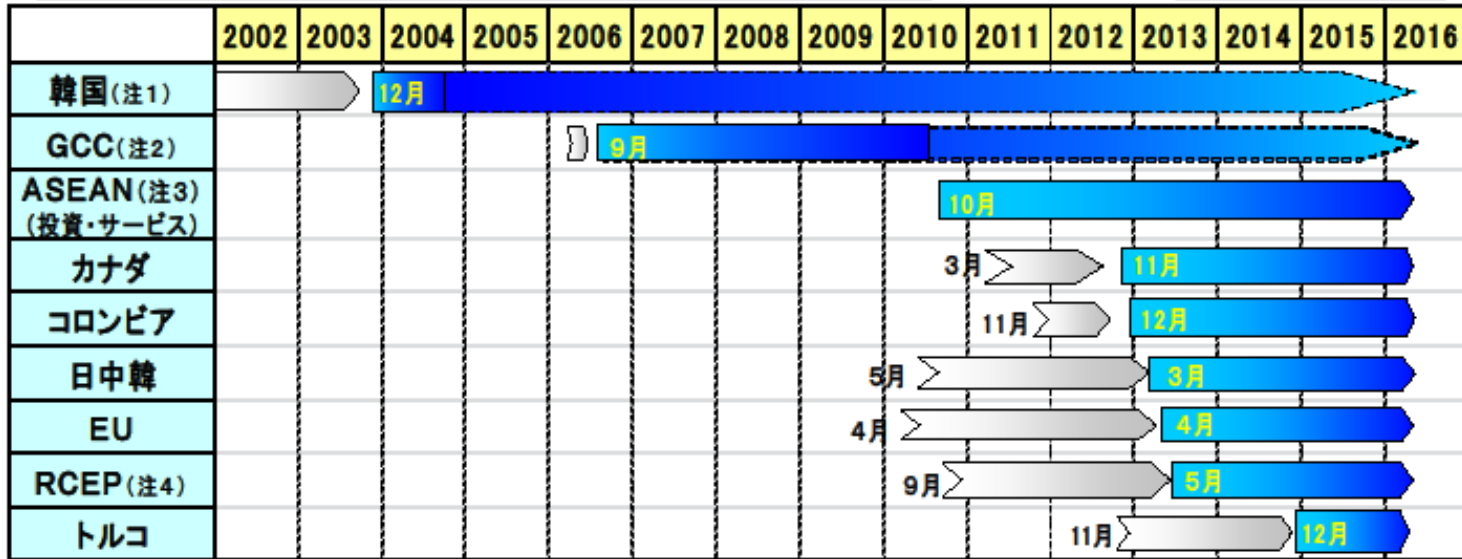
経済連携交渉の一般的な流れ



出所：経済産業省対外経済政策総合サイト「我が国のEPA/FTAに向けた取組について」

日本の経済連携協定(EPA)

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2016年6月時点)



※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注5)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1)日韓EPA：1998年からシンクタンクによる共同研究を経て、2004年11月以降、交渉中断。

(注2)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)。2009年以降、交渉延期。

(注3)日・ASEAN包括的経済連携協定：物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注4)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。

(注5)TPP(環太平洋パートナーシップ)：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

出所：税関ウェブサイト「我が国の各国とのEPA進捗状況」 <http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi/shinchoku.pdf>

関税分類番号(HSコード)-1

1. 関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。日本も加盟しているこのHS条約は1988年1月に発効し、2015年5月現在153国・地域が加盟し、HS適用国(含HS条約非加盟国)は208国・地域にのぼる。HS品目表は5年ごとに改正され(直近では2002年、2007年、2012年)、次回は2017年に改正される予定。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

(注)HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用を使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。従って、7桁以降の分類は各国ごとに独自分類されており、その分類の仕方はそれぞれ異なる。日本の場合、6桁数字に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で関税率、原産地規則等が規定され、特定原産地証明書には6桁を記載する。

関税分類の事例(りんごの例)： 08⇒類、 0808⇒項、0808.10⇒号

統計品目番号(りんごの例)： 0808.10-000

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm

2. 取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

各国の関税や特惠関税の原産地規則、その他輸出入規制などはHSコードごとに規定されている。対象輸入品のHSコードの特定は輸入国税関が輸入者の情報や現品チェックをして判断する。輸出統計用の輸出統計番号や輸出関税用HSコードは輸出国税関が判断する。EPAやFTA特惠関税や原産地規則はHSコードごとに規定されており、正しいHSコードが特定されないとEPAが意図した対象産品に対する関税障壁撤廃が反映されない。EPA特惠関税利用のためのHSコード特定は以下の方法を推奨する。

- a) 輸入締約国へ当該対象産品を初めて輸出する場合、輸入者を通じて輸入国税関に文書による関税率分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)を利用してHSコードの特定をする。
- b) 過去に輸入締約国に同一製品を輸出入したことがあるならば、その輸入時の納税証明書、輸入許可証のHSコード、あるいは統計品目番号を輸入者に問い合わせる。

関税分類番号(HSコード)-2

3. 日本のEPAのHSコードの取り扱い

日本のEPAでは、個々の協定の譲許表(附属書1)や品目別原産地規則(附属書2)がいつの時点のHSコードで規定されているか定められている。原産地証明書上のHSコードは協定で規定されている統一システムのHSコードで記載する。一方、輸入申告書(Import Declaration)には最新時点のHSコードを記載する。従って、EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なる。

2009年1月以降に発効したEPA(日本スイスEPA以降)の譲許表・品目別規則は2007年度版HSコードに基づく表記になっている。現在発効しているEPAのHSコードは以下のとおり。

- ★2002年版HSコードで規定されているEPA: 日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン
- ★2007年版HSコードで規定されているEPA: 日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー
- ★2012年版HSコードで規定されているEPA: 日オーストラリア、日モンゴル

最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更されているか調べる場合、(財)日本関税協会ウェブサイト「輸出統計品目表の改正」をご利用ください。

参考資料:

税関「関税分類の概要」	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm
税関「輸出統計品目表2016年版」	http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm
税関「実行関税率表2016年6月7日版」	http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm
税関「輸出入手続きの便利な制度」	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
税関「輸入申告書」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf
税関「輸入申告書記載要領」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf
ジェトロ「アセアン各国の関税事前教示制度」	http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/classification.pdf
ジェトロ「タイ事前関税率分類サービスについての告示」	http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade_3_2008.pdf

関税の種類

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)
一般特惠税率 (GSP税率)	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特惠受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences)。特惠原産地証明書(Form A)が必要
特別特惠税率 (LDC税率)	特惠受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書(Form A)の提出が必要。関税暫定措置法で定められている
協定特惠税率 (EPA特惠税率)	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドCEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPA

	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 (対:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル)	一般特惠(GSP)税率 特別特惠(LDC)税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所: 税関ウェブサイト「関税のしくみ」、外務省ウェブサイト「特惠関税制度」から一部抜粋

関税率表の見方1

関税局のウェブサイト 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在

WTO協定税率

暫定税率

一般特惠税率(GSP税率)

EPA特惠税率

基本税率

特別特惠税率(LDC特惠税率)

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate										関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)										単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	I	II		
	2 その他のもの																								
210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、包装しないうちのものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
230	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																		関税率は数量 等以外のもの の1頭につき 276,25万円	NO
010.23	その他のもの																								
100	1 解凍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	2 その他のもの																								
210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、包装しないうちのものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
230	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																			NO
010.20000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
010.30000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

出所:税関ウェブサイト

関税率表の見方2

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

(注) MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

関税率表の見方3

一般特惠関税(GSP)、特別特惠関税(LDC)と経済連携協定(EPA)特惠関税の関係

日本が一般特惠関税の受益国として認めていた国と経済連携協定を締結し、発効した場合、その受益国に認めていた一般特惠関税対象のほとんどの品目はEPA特惠関税に取って代わる。ただし、一般特惠関税率がEPA特惠関税率より低い場合、更に、EPA特惠関税対象外(除外、再協議)の品目は、一般特惠関税が残り、利用することができる。一般特惠関税が残る品目は以下の税関ウェブサイトに掲載されている。

一方、特別特惠関税(LDC)は日本がその特別特惠関税の受益国と認めた国と経済連携協定を締結・発効しても、一般特惠関税のようにEPA特惠関税に取って代わることはなく、特別特惠関税は残る。従って、日本が特別特惠関税の受益国と認めた国では日本との経済連携協定を締結し発効すると、特別特惠関税、EPA特惠関税の双方が並存することになる。特別特惠関税用原産地規則とEPA特惠関税の原産地規則、原産地証明書のFormは全く異なるので注意が必要。

日本との間に2つの経済連携協定が発効している場合の取り扱い

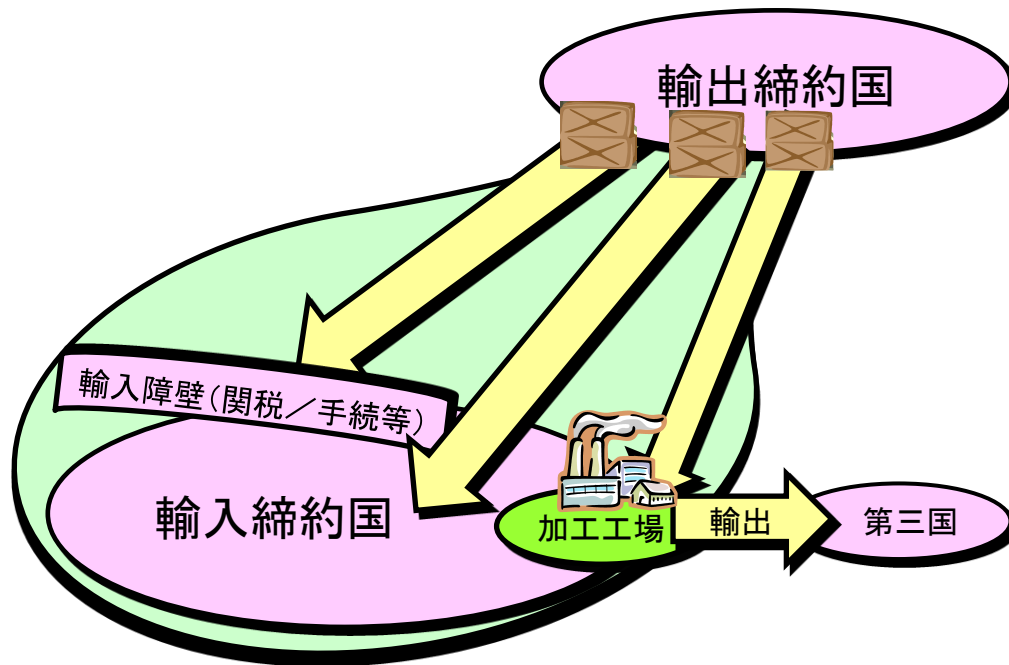
タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、シンガポール、ベトナムの6カ国は、日本との間に2カ国間協定とASEANとの地域間協定の2種類の経済連携協定が発効しているので、どちらのEPAでも利用できる。これらの二国間協定とASEANとの地域間協定はそれぞれ独立した協定であり、それぞれ独自の特惠関税、原産地規則、原産地証明書Formが規定されている。従って、利用者自身の取引に都合の良いどちらかのEPAを選択して利用するが、それぞれ独自の特惠関税、原産地規則、原産地証明書Formを混同して利用することはできない。

参考資料:

税関ウェブサイト「一般特惠税率の適用が可能な品目」:

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

参考資料-1



物品貿易の自由化

物品貿易の自由化には、関税引き下げ・撤廃の輸入関税障壁撤廃等の他に、輸出入手続きの簡素化や規格・検疫相互認証などの非関税障壁撤廃もEPA締結の大きな目的である。

輸出製品の輸入原材料の輸入関税

輸入関税の主目的は国内産業と市場の保護や振興育成である。従って、輸入後に加工や修理、検査などを行った後、輸出することがあらかじめわかっている場合、輸入原材料に対する輸入関税は課さないのが本来の思想である。東南アジア諸国や開発途上国では輸出奨励による経済発展を意図し、外国からの投資を奨励し外資による工場には保税・各種減免税等の恩典を認めている。

このような投資奨励の恩典を認められている工場では、事前に所轄税関に申告しておけば輸出製品の輸入原材料や生産設備には輸入関税は課されない。また、投資奨励の恩典が認められていない場合でも、タイ関税(BIS)法第19条第2項の様に輸入時または、産品輸出後に手続きにより還付を受けることができる。ただし、輸入国の国内法によっては、国内産原材料の使用促進のため、対象品目が制限されていたり、マレーシアのように対象輸入原材料が国内では調達できないことを証明することが求められる場合もあるので、輸入者を通じ輸入国の国内法を調べる必要がある。EPAやFTA特惠関税を利用する前に、このような保税や輸出産品用輸入原材料関税還付が可能か否か調査し、利用可能な場合、EPAやFTA特惠関税の利用より、これらの方法による輸入関税の減免をおすすめする。

参考:ジェトロ「タイ関税制度」>その他の輸出振興策および特典 http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_03/
「マレーシア関税制度」>その他の関税特惠 http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_03/

原産地証明書

1. 原産地証明書とは？

原産地証明書とは貨物の原産地、つまり貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明した証明書である。EPA原産地証明書は、協定ごとに定められた品目別の原産地規則を満足し、それを証明し、当該国政府指定発給機関の判定を受けて初めて発給される(第三者証明制度)場合と輸出者、生産者、輸入業者が自己で証明する制度がある。EPAごとにそのフォームが規定され、その記載内容も定められていて、各EPAごとの専用特定原産地証明書となっている。指定された記載内容以外の記載、登録された締約国発給機関の署名者、輸出者以外の署名のあるものは特定原産地証明書自体が無効である。特惠関税原産地証明書の意義は迂回貿易による特惠関税適用防止の役割が大きい。

2. 日本の原産地証明書の種類

	内容	用途・根拠協定/法律など
一般原産地証明書	原産地証明書発給の要請: (1) 輸入国の法律・規則に基づく要請 (2) 契約や信用状の指定 ただし、記載事項はあくまで発給機関の定める発給規則に基づいて作成される。契約及およびL/C条件が発給規則に矛盾しないように注意必要。	<ul style="list-style-type: none">・ 関税手続きの簡素化に関する国際条約 (ジュネーブ条約、1923年11月3日署名)・ 原産地の認定基準 関税法基本通達 (68-3-5)
GSP用原産地証明書 (Form A)	発展途上国・地域が供与を希望し、先進13力国と地域がその供与を適当であると認めた一般特惠関税適用の条件の一つとして輸入国での輸入申告に必要。 LDC特別特惠関税要も同じForm A	<ul style="list-style-type: none">・ Decision of the GATT contracting parties of 28 November, 1979, entitled "Differential and more favorable treatment, reciprocity and fuller participation of developing countries"・ 関税暫定措置法 特惠関税等
特定原産地証明書	2カ国・地域のFTAの特定特惠関税適用の条件の一つとして輸入締約国の輸入申告に必要	特定原産地証明書の必要な日本の経済連携協定締結の相手国・地域:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル

世界のFTA原産地証明制度

分類		制度概要	FTAの事例
第三者証明制度		輸出者が第三者機関(政府または指定機関)に対して、輸出商品が原産地規則を満たしていることを証明する情報を提供し、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、特定原産地証明書を発給する制度	日本・シンガポール、日本・メキシコ、日本・マレーシア、日本・タイ、日本・チリ、日本・インドネシア、日本・ブルネイ、日本ASEAN(AJCEP)、AFTA、中国ASEAN、韓国ASEAN、シンガポール・インド等
ハイブリッド型	認定商品制度 当初、第三者証明・その後は一定期間に限り、インボイス・デklarレーション	全ての輸出者に対し、最初の輸出時には第三者機関が商品の原産性を認定、その後一定期間は、輸出ごとに原産地証明書を取得することは不要	EU・EFTA(スイス除く)、EU・メキシコ、EU・チリ、EFTA・メキシコ、EFTA・チリ等
	認証輸出者制度 (EUの協定例:商業文書上に指定宣誓文、認定輸出者番号、署名を行う)	政府又は指定された第三者機関によって認定された輸出者に対し、自己証明制度やより簡単な申請方法を適用する制度。認証輸出者以外に対しては、第三者機関による判定が必要	EU・EFTA(スイスを除く)、EU・メキシコ、EU・チリ、EFTA・メキシコ、EFTA・チリ、日本・スイス、EU・韓国等
自己証明制度 (NAFTAの協定例:商業文書上に指定先制文、署名を行う)		全ての輸出者が、自らの責任で原産性を証明する制度	NAFTA、米国・豪州、米国・シンガポール、トランスパシフィック、シンガポール・NZ、メキシコ・チリ、タイ・NZ、米国・韓国、日・豪州等

出所: ジェトロ貿易投資白書2008-FTAをめぐる課題; 原産地証明手続き

原産地規則-1

1. 原産地規則とは？

原産地規則とは、原産地(物品の「国籍」)を決定するためのルール。関税政策等には、その適用・不適用が物品の原産地に依存する場合がある。

(例)一般特惠関税、EPA(経済連携協定)特惠関税、WTO協定税率、アンチ・ダンピング税等

そのような場合には、原産地規則を用いて原産地を決定することが必要になる。

経済連携協定においては、迂回輸入を防止し、協定に基づく特惠貿易を適切に運用することを目的として、「原産品」を認定するための要件、原産地証明書の発給および確認の手続等についての規則を規定している。品目別の原産地規則は附属書に、また原産地証明書の様式などについては運用上の手続規則に規定している。

2. 原産地証明書と原産地規則

2-1 非特惠用一般原産地証明書は発給国でそれぞれの国内法に規定された原産地規則を満足して当該政府機関あるいはその指定発給機関が発給する。

2-2 特惠用原産地証明書の中のGSP、LDC特惠用原産地証明書(Form A)は、供与国が定めた原産地規則を満足し、それを輸出国発給機関に証明し、国内法に従った発給申請手続きを行い受給する。

2-3 EPAやFTA用特定原産地証明書は輸出締約国が発行し、そのFormや記載内容が各協定に規定されており、一般規則や品目別原産地規則も協定ごとに定められている。異なる協定の同一品目の原産地規則が同じでも、救済規定や品目別原産地規則以外の詳細規定が異なる場合があり、注意を要する。

参考資料

税関ウェブサイト「原産地規則パンフレット(EPA原産地規則の初歩)」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/pamphlet.pdf

税関ウェブサイト「一般特惠関税制度に係る原産地規則の概要」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/gaiyou_gsp.pdf

出所:税関「原産地規則について」から一部抜粋

原産地規則-2

3. 積送基準(直送の規定)

日本のEPAでは対象製品の輸送について、輸出締約国から輸入締約国まで、輸出締約国で証明された原産性を維持したまま輸送することを要求している。積送基準とは、対象製品が輸出締約国から輸入締約国に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準である。その条件として、例えば日本タイEPAでは、次の様に規定されている。

- ・直接輸送されること
- ・積み替えまたは一時蔵地のために第三国を経由する場合、当該第三国で許容される作業は積卸しおよび産品を良好な状態に保存するその他の作業のみ。

これらの規定の要求にはその規定を満足していることを証明しなければならない。日本の国内法では通しの船荷証券の写しなどの運送要件証明書、加工などが行われなかったことを示す税関または他の権限を有する官公署が発給した証明書、その他税関長が適当と認める書類等の証明書類の提出が必要になる。

- ①加工などが行われなかったことを示す税関または他の権限を有する官公署が発給した証明書の例として、通称、非加工証明書が指定されるが、香港中国検験有限公司発行の未再加工証明、シンガポール税関のCertificate of non-manipulationなどが相当する。ただし、これらの証明、証明書が全てのEPA、FTAや全ての地域からの積み替えに発給されるとは限らないし、発給されても輸入締約国税関で受理されるとは限らない。事前に発給機関、輸入締約国税関に確認することをおすすめする。
- ②第三国で輸入通関し内貨にしてしまうと、輸出締約国発行の特定原産地証明書があっても通関した時点で証明された原産性は失効したものと見なされる。
- ③日本の国内法 関税法施行例第61条第1項第2号ロ
関税法基本通達68-5-1(1)ハ なお書き(積換地等についての締約国原産地証明書への記載)

参考資料

税関: 経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/gaiyou_epa.pdf

出所: 税関「経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要」から一部抜粋